

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート!〜

3月号 Vol.62

今月の SMILE

続・健康が何より!

まいど おおきに!

この原稿を書いている2月29日現在の上海市の様子といえば、毎日携帯に上海市政府からの新型コロナウイルスの感染者数の状況(昨日は何人感染者が増加したとか、現在の感染確認件数(現時点 337 件)、治癒件数(現時点 287 件))が入ります。街中の人通りはいまだに少なく閑散としており、学校はすでに休校となり(オンラインで授業を行っている)、かつ多くの居住地やスーパーマーケットに入るときには、入り口で守衛が非接触の検温器で体温を測定しといった具合です。今の日本では実行が難しいこれらの管理体制を、上海で暮らしている人たちは、淡々と受け入れていると感じです。

そして春節前から日本に一時帰国した駐在員さんにとっては、日本が武漢や湖北省のような重点地区に認定されなていないか、と毎日、上海にいる人たちから情報をとっているのではないのでしょうか。

そして先月号を書いているときには、日本からよく“そちら(中国)は大丈夫?”という心配のメールや電話をもらいましたが、最近では、“これからはこっち(日本)が心配”という声をよく聞くようになりました。確かに、こちらで日本の新型コロナウイルス関連の報道番組を見ると、これでは逆に不安を高めているのではないかと、思ってしまう。これは日本の報道機関が、平時があたりまえ、という発想で番組をつくっているからではないのでしょうか? 中国で駐在していると、毎日のように大なり小なりの問題に遭遇しているので、その意味では、中国駐在者は、有事に対する許容力が鍛えられるているのかもしれないね?

今月も予防に努め、そして平時よりも生活が少し或いはかなり不便になるかもしれませんが、予防に努め、新型コロナウイルスを乗り切っていきましょう。健康が何より!、ですから。

それでは今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう!



中国経済情報

マクロ経済情報

消費者物価が大幅な伸び、新型肺炎で買いだめの動き

国家統計局が発表した1月の生産者物価指数(PPI)は、前年比0.1%上昇し、2019年5月以降で初めて上昇した。ただ、新型コロナウイルスの流行に伴い企業の業務停止が長引く中、こうした傾向が続く可能性は低そうだ。

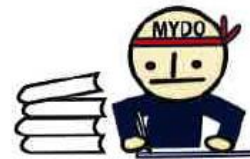
アナリスト予想は前年比0.1%上昇だった。12月は0.5%低下だった。1月の消費者物価指数(CPI)は、前年比5.4%上昇し、2011年11月以来の大幅な伸びとなった。ウイルス流行で政府が移動を制限しており、人々は生活必需品を買いだめしている。アナリスト予想は4.9%上昇。12月は4.5%上昇だった。

国家統計局はCPIの上昇率加速について、春節(旧正月)休暇、ウイルス流行、ベース効果を挙げた。1月の食品価格は前年比20.6%上昇、豚肉価格は116%上昇だった。

モルガン・スタンレーは、新型コロナウイルスの影響で企業の休業が2月以降も続けば、中国の第1・四半期成長率は最大2%ポイント押し下げられるとの見方を示した。

また、ノムラのアナリストは、新型コロナウイルスの感染拡大で家計が食品などの備蓄を進めたり、輸送が滞りサプライチェーンに影響が及べば、CPIの前年比上昇率は上期に4%を上回る水準で推移する可能性があるとの見方を示した。

一方、PPIは、不動産・インフラ投資の大幅減速により、低下するとの見通しを示した。



会計・税務情報

新型コロナウイルス感染防止のために2月分の税務申告期間が再度延長になりました。

先月号で、新型コロナウイルス感染防止のために2月分の税務申告期間が2月24日まで延長されたと報告しましたが、国家税務総局は税総函27号(2月17日付)にて、再度の延長を発表しました。その要旨は以下の通りです。

1. 湖北省を除き、納税申告の期限は2月28日(金曜日)まで延長される。
2. 疫病の影響で2月28日まで納税申告や申告の延期ができない納税者は、税務機関に正当な理由を書面で説明を行い、申告の延期を行うことができる。延期手続きを行った納税者については、税務機関は、滞納金を加算しないし、行政処罰を課さないし、また納税信用評価を調整しない、並びに非正常申告者として認定しない。一方、納税者は書面で説明した正当な理由の真実性に対して責任を負わなければならない。

人事労務情報

社会保険料の段階的減免措置について

2月18日の国务院常务会议において、新型コロナウイルスの影響への対策として、企業の社会保険料負担を一定期間軽減するなどの方針が決定されました。これを受けて、人力資源・社会保障部、財政部、国家税務総局などは、2月20日と21日に、各社会保険料の段階的減免に関する通知を発表しました。その概要は下記の通りです。

1. 2020年2月より、湖北省以外の地域については、中小・零細企業に対して、養老・失業・労災保険の企業負担部分の徴収を免除する。当該免除期間は最大で5ヶ月とする。大型企業については、上記3つの社会保険の企業負担部分の徴収を半減する。当該減免期間は最大で3ヶ月とする。
2. 湖北省については、企業規模などに関わらず、2020年2月より、上記3つの社会保険の企業負担部分の徴収を免除する。当該免除期間は最大で5ヶ月とする。
3. 基本医療保険については、全国各地域において、各地基金収支の中長期のバランスを確保することを前提として、2020年2月から最大5ヶ月分の企業負担部分を半額で徴収することを可能とする。
4. 上記4つの社会保険の個人負担部分に対し、企業は法に従い従業員個人の源泉徴収義務を履行するものとする。生産経営が重大な困難が生じている企業は、最大6ヶ月まで社会保険料の納付猶予を申請することができ、猶予期限中の延滞金の徴収を免除する。

中小・零細企業及び大型企業の区別基準は、2011 年には発行された「中小企業の認定基準に関する通知」(*1)に基づくものとする。

上記 4 つの社会保険料の減免措置により、約 6,500 億円の負担軽減が見込まれている。

(*1)「中小企業の認定基準に関する通知」における、中小・零細企業及び大型企業の区別基準は、下記の通り。

中小・零細企業と大型企業の区分基準

営業収入、資産総額単位：万元

業種	指標	中小・零細企業	大型企業
農、林、牧、漁業	営業収入 (Y)	$Y < 20000$	$Y \geq 20000$
	従業員数 (X)	$X < 1000$ 又は	$X \geq 1000$
工業	営業収入 (Y)	$Y < 40000$	$Y \geq 40000$
	従業員数 (X)	$X < 1000$ 又は	$X \geq 1000$
建築業	営業収入 (Y)	$Y < 80000$ 又は	$Y \geq 80000$
	資産総額 (Z)	$Z < 80000$	$Z \geq 80000$
卸売業	従業員数 (X)	$X < 200$ 又は	$X \geq 200$
	営業収入 (Y)	$Y < 40000$	$Y \geq 40000$
小売業	従業員数 (X)	$X < 300$ 又は	$X \geq 300$
	営業収入 (Y)	$Y < 20000$	$Y \geq 20000$
交通運輸業	従業員数 (X)	$X < 1000$ 又は	$X \geq 1000$
	営業収入 (Y)	$Y < 30000$	$Y \geq 30000$
倉庫業	従業員数 (X)	$X < 200$ 又は	$X \geq 200$
	営業収入 (Y)	$Y < 30000$	$Y \geq 30000$
郵便業	従業員数 (X)	$X < 1000$ 又は	$X \geq 1000$
	営業収入 (Y)	$Y < 30000$	$Y \geq 30000$
宿泊業	従業員数 (X)	$X < 300$ 又は	$X \geq 300$
	営業収入 (Y)	$Y < 10000$	$Y \geq 10000$
飲食業	従業員数 (X)	$X < 300$ 又は	$X \geq 300$
	営業収入 (Y)	$Y < 10000$	$Y \geq 10000$
情報通信業	従業員数 (X)	$X < 2000$ 又は	$X \geq 2000$
	営業収入 (Y)	$Y < 100000$	$Y \geq 100000$
ソフトウェア及び情報技術サービス業	従業員数 (X)	$X < 300$ 又は	$X \geq 300$
	営業収入 (Y)	$Y < 10000$	$Y \geq 10000$
不動産開発経営	営業収入 (Y)	$Y < 200000$ 又は	$Y \geq 200000$
	資産総額 (Z)	$Z < 10000$	$Z \geq 10000$
物業管理	従業員数 (X)	$X < 1000$ 又は	$X \geq 1000$
	営業収入 (Y)	$Y < 5000$	$Y \geq 5000$
貸貸及び商務サービス業	従業員数 (X)	$X < 300$ 又は	$X \geq 300$
	資産総額 (Z)	$Z < 120000$	$Z \geq 120000$
その他の業種	従業員数 (X)	$X < 300$	$X \geq 300$

新型コロナウイルスの影響による給料計算について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い予防抑制対策として、中国国务院の通知により春節休暇を元の 1 月 30 日から 2 月 2 日まで延長となりました。その後上海市政府は、上海市内の各類企業(疫病対策や生活関連業界を除く)、2 月 9 日 24 時以前に営業再開をしてはならないことを発表しました。

この営業再開延長期間中の給料計算について、上海市人力資源と社会保障局が発表した解釈(原題:上海市人力資源和社会保障局关于应对新型冠状病毒感染肺炎疫情实施支持保障措施的通告 2020 年 2 月 15 日付)によると、

- 上海市における営業再開を遅らせる措置は、疫病予防抑制の必要性に基づく政策であるため、この延長期間は「休日」に属するものとします。この延長期間中、自宅待機の場合は、通常の給料を支払い、企業が勤務(在宅勤務を含む)を要求する場合には、休日出勤と見なされ、代休の手配もしくは規定に従って残業代(つまり、通常出勤給料の 2 倍に相当)の支払いが必要となります。
- また、企業がウイルス感染拡大の影響を受け従業員の再稼働を遅らせるように要求した場合、一給料支給周期以内には労働契約に基づき従業員に給料を支払わなければなりません。一給料支給周期を超えた場合、企業は従業員に支払う給料は当地の最低給料基準を下回ってはならないと規定されています。



ナニワのおっちゃん経営道！

《新コーナー》 社会人・企業人としての「ものの見方・みえ方」について語る！

第 58 回 : あなたは、「感情」を、「勘定」どおり、料理できますか？！

中国武漢で発症した“新型コロナウイルス”が、日本でも、急速に猛威を振るっており、中国での患者数・死者数の情報に続き、ついに日本でも、年配の方が、数人亡くなられたとの報道がありました。

海外で勤務中の皆さん、ウイルス発祥の地に近いということもあって、何かと不便なことも多いでしょうが、くれぐれもウイルス感染に気を付けてお過ごしください。 日本からですが、お見舞い申し上げます。

さて、今回は、「あなたは、“感情”を、“勘定”どおり料理できますか？！」というテーマですが、まさに、“新型肺炎コロナウイルス”という目の前の脅威に対して、「感染の“恐怖”」という“感情”を、うまくコントロールして、冷静に環境諸条件を分析し、正しい判断(=“勘定”)を下し、正しく行動する・・・ということに通じると思います。

今回のテーマを、ちょっと目線を変えて、スポーツの世界で見えます。

様々な競技で優秀な成績を勝ち取った選手たちが、試合が終わったときに感想を求められると、あれほど苦しそうに戦っていたにもかかわらず、マイクの前で、“楽しかった！”・・・と感想を述べるのをよく耳にします。

私も高校時代にはラグビー部に所属し、毎日毎日飽きもせず、厳しい練習を何とかこなし、3年生の春の神戸市大会に優勝できたことは、60年たった今でも、誇れる楽しい思い出であり、彼らの気持ちが少しは理解できるのです。

私の小さな成果とは次元が違うでしょうが、彼らは、「訓練から試合」までの超厳しいプラン(計画=勘定)を策定し、それを計画(=勘定)どおりにこなし、そのプロセスに襲ってくる“苦しみ”や“辞めてしまいたい”という“感情”をうまくコントロールし、プランをやり切り、「最高の成績(=“勘定”)」をゲットし、その結果の「快感・誇り」(=“感情”)を得るのです。

まさに、“感情”をコントロール(料理)し、最高の“勘定”(計画の結果)を得るのです

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228

FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>